

令和7年度地方税制改正（案）の概要

1 個人住民税の給与所得控除及び扶養控除の見直し

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行：55万円）に引き上げる。

(2) 大学生世代の子等に関する特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。（控除額：最高45万円）

(3) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行：48万円）に引き上げる。

2 二輪車の車両区分の見直し

総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット（50cc）以下に制御したバイク（新基準の原動機付自転車）に係る軽自動車種別割の税率を50cc以下の原動機付自転車のもと同額の年額2,000円とする。

3 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

固定資産税、都市計画税及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本の送付を可能とする。

4 国民健康保険税の課税限度額及び減額対象となる所得基準の見直し

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）に引き上げる。

(2) 国民健康保険税（均等割）の減額対象となる所得基準の見直し

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30万5千円（現行：29万円5千円）に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円（現行：54万5千円）に引き上げる。